

第2節

海外における日本人への支援

総論

海外に渡航する日本人は年間延べ約1,747万人（2013年）、海外に在住する日本人は約126万人（2013年10月現在）に上っている。海外に渡航及び在住する日本人の増加に伴い、日本人が海外において事件・事故に巻き込まれたり、テロ、暴動や自然災害などに遭遇する危険性も増している。海外における日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の重要な任務の1つである。

外務省は、海外におけるテロ・誘拐を含む事件や事故、戦乱や紛争、自然災害や感染症などに関する情報を国民に対して適時提供している。また、必要な安全対策をとるよう呼びかけてきている。危険に巻き込まれた日本人に対しては、可能な限りの支援を行えるように、その体制や基盤の強化に努めてきている。特に、2013年1月に発生したアルジェリアにおける日本人などに対するテロ事件を教訓として、海外に在住する日本人や海外の日本企業の安全確保策を強化してきた。また、2014年8月から2015年2月にかけてのシリアにおける邦人殺害テロ事件を踏まえ、「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」を立ち上げ、海外における邦人の安全対策について、今後の必要な施策とその実現に向けた方策について改めて検討を行っている。

2014年は、西アフリカのギニア、リベリ

ア、シエラレオネでエボラ出血熱が流行した。外務省は、渡航者や海外に在住する日本人に対し、流行国への渡航や滞在に関する注意喚起を行うとともに、流行状況や感染防止策などの情報提供を行ってきた。

また、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）が、2014年4月1日に発効した。外務省は、条約の実施に中心的な役割を担う「中央当局」として、不法に連れ去られた子の返還や、国境を越えた子との面会交流の実現のための援助を行っている。

日本国大使館や総領事館では、海外における日本人の生活を支えるために旅券（パスポート）や各種証明の発給、戸籍・国籍関係届出の受理、在外選挙の実施などの基本的な行政サービスを提供している。また、日本人学校や補習授業校への支援などを通じて、海外で暮らす日本人の生活基盤を支えている。さらに、日本との「架け橋」となって各国との関係緊密化にも貢献してきた日本人移住者や日系人への支援も行っている。加えて、領事専門家の育成や研修の強化、官民協力のネットワーク強化などを通じ、日本人の安全の保護や利益の増進を担う領事業務がより充実したものとなるよう取り組んでいる。

各論

1 海外における危険と日本人の安全

(1) 2014年の事件・事故等と対策

近年、海外に渡航する日本人の増加に伴い、海外において日本人がテロを始めとする凶悪な事件、不測の事故に巻き込まれる危険性が高まっている（詳細については第3章第1節3. (3)「治安上の脅威に対する取組」参照）。2015年1月20日、シリアにおいて「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」によって拘束されていた2人の日本人の映像が、インターネット上に公開され、その後殺害されたとみられるテロ事件が発生した（詳細については15ページのフォーカス参照）。

テロについては、中東、アフリカ、南西アジアを中心に、ISIL、アルカイダ、タリバンなどのイスラム過激派武装組織による治安当局などの政府施設を狙った襲撃や、公共交通機関、宗教施設、市場など人が多く集まる場所における一般市民を狙った無差別テロ、人質拘束・殺害などが相次いで発生した。また、欧米諸国においても、イスラム過激思想に影響を受けたと見られる個人によるテロも発生している。10月にはオタワ（カナダ）において、カナダ軍兵士が銃撃され死亡する事件が、また、12月にはシドニー（オーストラリア）の中心部で複数の人質を取った立てこもり事件が発生した。さらに、2015年1月にはパリ（フランス）市内において、新聞社が襲撃されるなどの連続テロ事件が発生した。

また、外国人を標的とした誘拐事件も世界各地で発生した。

犯罪被害については、日本人が犠牲となる殺害事件が、フィリピン、タイ、米国などで

発生している。

日本人の人的被害があった事故としては、2月にインドネシア・バリ島沖におけるスキューバダイビング中に行方不明となった事故、3月にニューヨーク（米国）における爆発によるビルの倒壊、8月、11月に米国カリフォルニア州における交通事故、9月にブラジルにおける観光中のモーターボートに漁船が衝突する事故などが発生した。

大規模自然災害については、10月にネパール・ヒマラヤ山脈のアンナプルナ山域及びダウラギリ山域において、サイクロンの影響による吹雪・雪崩が発生した。外国人を含む多数の死傷者が出る事態となり、日本人登山者3人も死亡した。

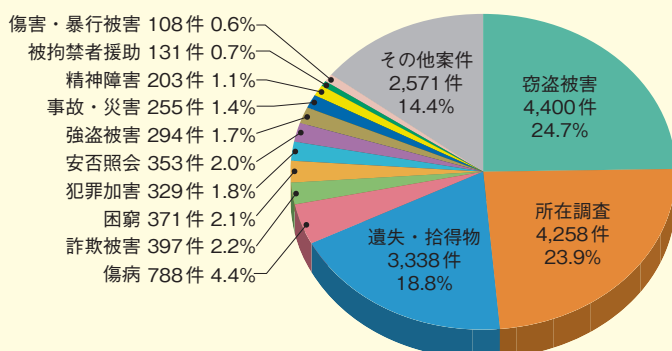
政情不安などに起因した情勢悪化としては、日本人の深刻な被害には至らなかったものの、タイにおいては2013年秋より2014年5月まで反政府デモが継続して行われ、発砲事件等で死傷者が散発的に発生するなどの混乱が続いた。

また、ウクライナでは、3月のロシアによるクリミア自治共和国の「併合」などをめぐり、ウクライナ政府と武装勢力との対立が激化し、特に東部のドネツク州、ルハンスク州での不安定な情勢が続き、在留邦人への情報提供などを行った。

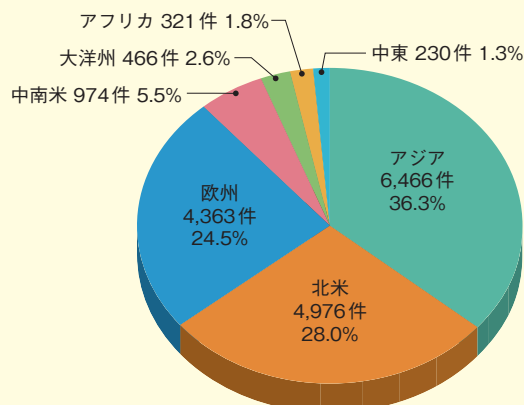
ガザ地区では、6月から7月にかけて、イスラエルとパレスチナ武装勢力との対立が激化し、イスラエルによる同地区への大規模な空爆が行われ、ガザ地区からはイスラエル領内へロケット弾が発射される事態となった。

邦人援護件数の事件別・地域別内訳（2013年）

2013年海外邦人援護件数の事件別内訳



2013年海外邦人援護統計の地域別内訳



香港においては、9月から政治制度改革をめぐり、学生・民主派団体による「セントラル占拠」運動により座り込みなどの抗議活動が行われ、これを排除しようとする警官隊との間で衝突が発生するなど、数か月にわたり混乱が続いた。

中高齢者が海外で山岳・海難事故に遭遇したり、旅行中に発病したりする事例も引き続き報告されており、特に宿泊先のホテルにおいて急病のために亡くなる事例が多発した。また、これら事故や疾病への対応において、日本国内に比べて高額な医療費や搬送費用が発生したり、不十分な医療サービスなどのために家族などがその対応に窮する事例も散見された。

感染症については、西アフリカのギニア、リベリア、シエラレオネでエボラ出血熱が流行し、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」を宣言するなど、世界的な影響が生じた。外務省は、8月8日にこれら3か国について「感染症危険情報」を、また関連する地域について随時「広域情報」や「スポット情報」を发出し、渡航者及び海外に滞在する日本人に対して、流行状況や感染防止策などの情報提供を行うとともに、渡航や滞在に関する注意喚起を行った。

また、中国などにおいて鳥インフルエンザ A (H7N9) のヒト感染例、中東地域において中東呼吸器症候群 (MERS) コロナウイルスの感染例が発生したほか、デング熱やマラリアなど蚊が媒介する感染症などが引き続き世界各地で流行した。さらに、中国、インド、東南アジアなどを中心とした新興国では、引き続き大気汚染による健康被害に対する懸念が高まっている。

<海外に渡航・滞在する場合の心得>

このように、日本人の安全を脅かす緊急事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。海外に渡航・滞在する場合には、①現地の治安などに関する情報を海外安全ホームページや報道などを通じて事前に十分確認すること、②滞在中は緊急事態に備え、安全対策を充実させ、危険を回避する行動をとること、③緊急事態が発生した場合には最寄りの大使館・総領事館などの在外公館や留守家族などに連絡をとることなどが重要である。また、海外での病気や事故被害などのため高額な医療費が求められた場合、海外旅行保険に加入していなければ、医療費などの支払いのみならず適切な医療機関での受診にも困難を来しかねない。それぞれの渡航者が十分な補償内容の海外旅行保険に加入することが非常に重要である。

(2) 海外における日本人の安全対策

日本人が国際社会で活躍の幅を広げている中、日本の在外公館及び財団法人交流協会が2013年に支援し海外における日本人の援護人数は、10年前（2003年）の1万7,426人から1万9,746人へと増加した¹。海外における日本人の安全確保のため、在外公館などにおける日本人援護体制の強化に努めているが、海外への渡航者一人ひとりが危機管理意識を持って渡航・滞在先の危険の傾向と対策を把握して行動することが必要である。

このため、外務省は海外における日本人の安全のための情報を提供する海外安全ホームページの内容の充実を図るとともに、より使いやすいホームページとなるよう機能面やデザイン面で、改修を行っている。

外務省の領事サービスセンターは、海外での安全に関する相談に応じている。また、海外での日本人の活動にきめ細かに対応できるよう、総合的な安全対策を取りまとめた「海外安全虎の巻」やテロ・誘拐・脅迫など想定される事案ごとに対策を記したパンフレットを配布している。これらのパンフレットは、海外安全ホームページからもダウンロードし

て入手できる。

外務省は、2013年に発生したアルジェリアにおける日本人等に対するテロ事件を教訓として、海外に在住する日本人及び海外の日本企業の安全確保策の強化に取り組んでいる。その一環として、2014年7月1日から外務省海外旅行登録「たびレジ」の運用を開始した。「たびレジ」は、在留届提出義務の対象とされていない海外滞在期間が3か月未満の短期渡航者（海外旅行者・出張者など）に旅行日程、滞在先、連絡先などを登録してもらうことにより、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の緊急連絡を登録者に提供することを目的としている。さらに、緊急事態発生時に日本人の迅速な安否確認を行う手段の1つとして、携帯電話のショート・メッセージ・サービス（SMS）²の利用も一部開始するなど、海外の日本人の安全を図るための連絡手段の重層的・補完的な構築を目指している。

在アルジェリア邦人に対するテロ事件を受けて設置された政府検証委員会の検証報告書や有識者懇談会の報告書などにおいては、官

援護件数の多い在外公館上位20公館（2013年）

順位	在外公館名	件数	順位	在外公館名	件数
1	在タイ日本国大使館	1,216件	11	在香港日本国総領事館（中国）	333件
2	在上海日本国総領事館（中国）	1,116件	12	在ホノルル日本国総領事館（米国）	305件
3	在フランス日本国大使館	829件	13	在サンフランシスコ日本国総領事館（米国）	303件
4	在フィリピン日本国大使館	770件	14	在イタリア日本国大使館	275件
5	在英国日本国大使館	682件	15	在広州日本国総領事館（中国）	248件
6	在ニューヨーク日本国総領事館（米国）	663件	16	在ホーチミン日本国総領事館（ベトナム）	240件
7	在ロサンゼルス日本国総領事館（米国）	655件	17	在ハガツニャ日本国総領事館（米国）	226件
8	在バルセロナ日本国総領事館（スペイン）	410件	18	在シアトル日本国総領事館（米国）	223件
9	在大韓民国日本国大使館	358件	19	在チェンマイ日本国総領事館（タイ）	221件
10	在中華人民共和国日本国大使館	342件	20	在バンクーバー日本国総領事館（カナダ）	213件

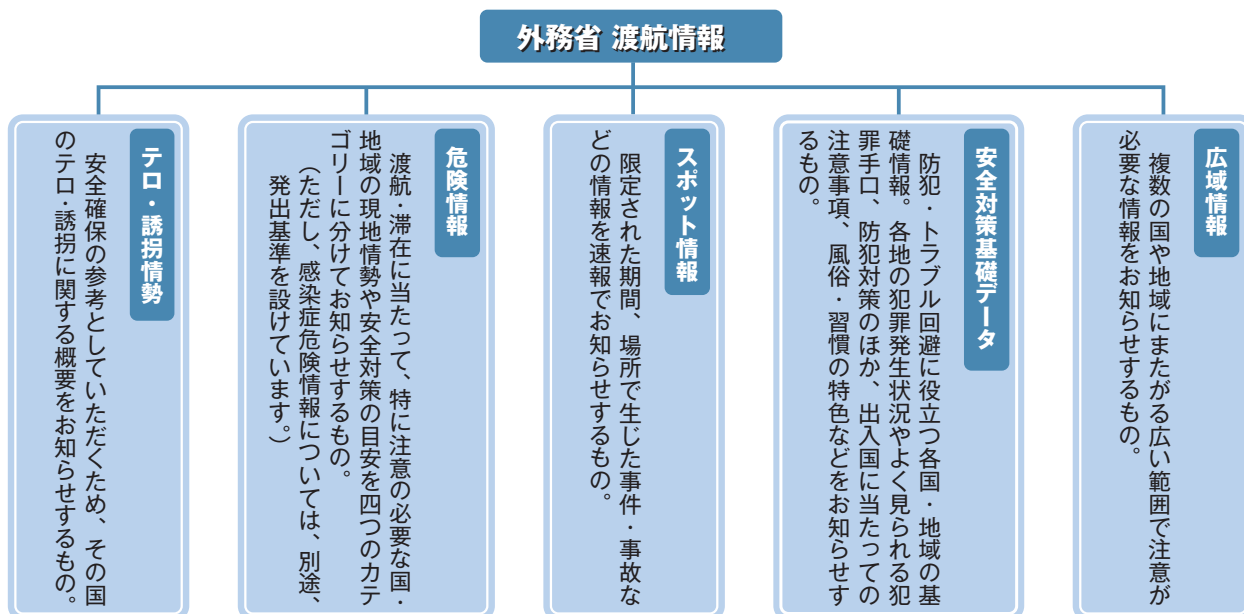
¹ 海外日本人援護統計は、日本の在外公館及び財団法人交流協会が、海外において事件・事故、犯罪加害、犯罪被害、災害など何らかのトラブルに遭遇した日本人に対し行った援護の件数及び人数を年ごとにとりまとめたものであり、1986年に集計を開始した。

² 携帯電話やPHS同士で短いテキストによるメッセージを送受信するサービス

海外安全ホームページ (http://www.anzen.mofa.go.jp/)



「渡航情報」の体系及び概要



民連携の強化について提言が示された。この提言への具体策の1つとして、民間企業安全対策担当者の危機管理に関する知識や能力の向上を図る目的で、外務省は関係省庁と共催で、10月に「海外安全対策に係る官民集中セミナー」のフォローアップのための会合を開催した。また、海外進出企業などに向けて危機管理対策などの情報を提供するため、大阪（3月）、名古屋（7月）、仙台（12月）において、「官民安全対策セミナー」を開催した。このほか、緊急事態対応時における官民の連携をより一層効果的なものとするため、6月及び9月にテロ・誘拐などへの対応に関する実地訓練に官民合同で参加した。さら

外務省海外旅行登録「たびレジ」



に、海外で活躍する民間企業・団体と外務省との間で情報・意見交換を行い、共通に関心を有する課題について協議し、検討を行うため、「海外安全官民連絡協議会」も定期的に開催している。

在外公館においても、現地日本人組織や民間代表者などとの間で「安全対策連絡協議会」を定期的に開催し、安全対策に関する意見交

換や情報共有を強化している。また、中東、アフリカ、中南米、アジア地域において、海外に滞在する日本人を対象に、安全対策・危

機管理に関する啓発を図るための「在外危機管理セミナー」を計20か所で開催した。

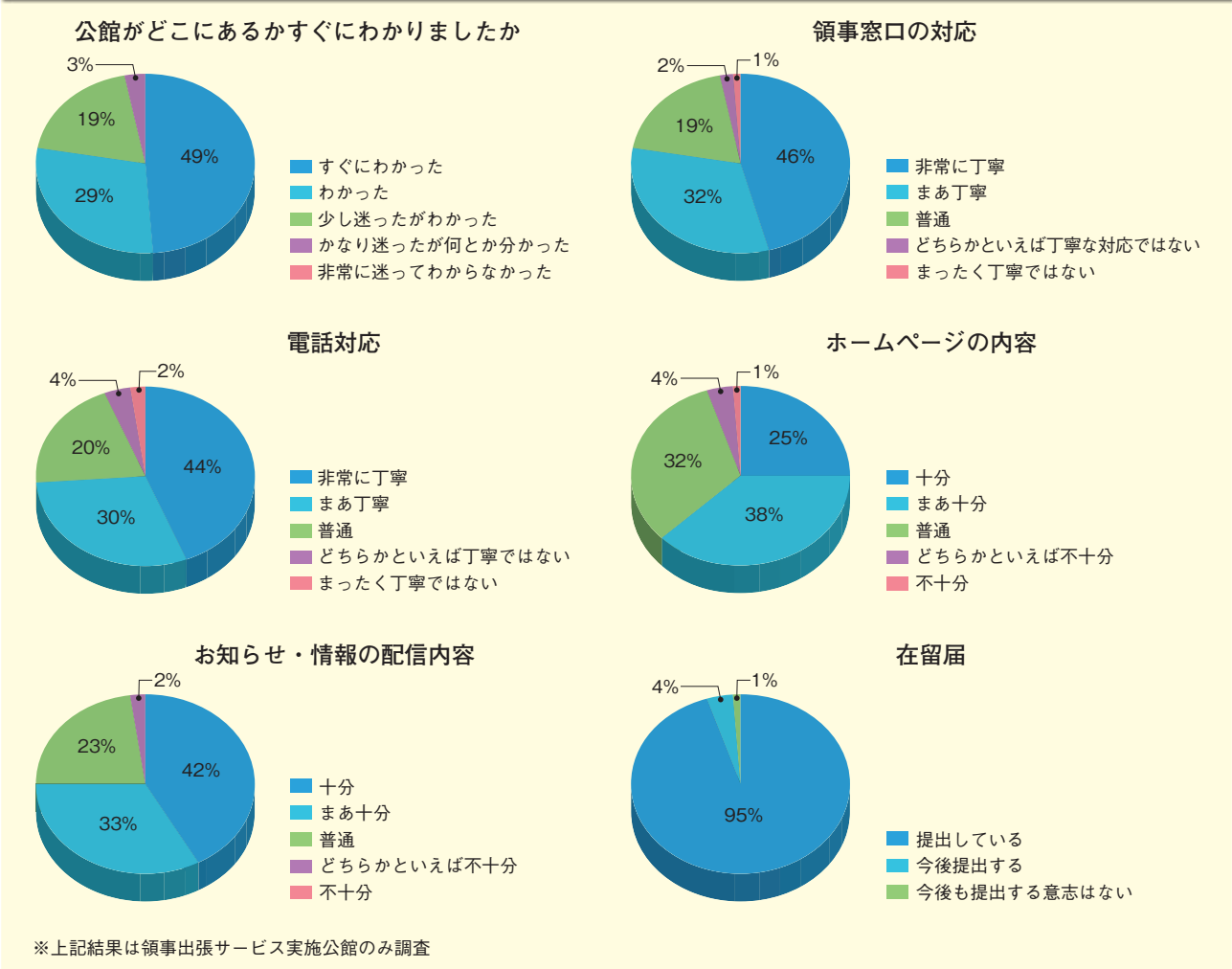
2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

(1) 領事サービスの向上

外務省は、在外公館が提供する領事サービスや窓口対応などについてのアンケート調査を毎年実施し、海外に在住する日本人の声を領事サービスの向上・改善に反映させている。在外公館が提供する領事サービス及び窓口対応などについてのアンケート調査を毎年実施している。2014年には150在外公館を対象に調査を行い、約2万人からの回答を得た。

その結果、領事窓口対応などについては、概ね高い満足感が示された一方で、少数ながら否定的な回答も見受けられた。また、領事サービスの一環として行っている「領事出張サービス」などが、必ずしも利用者に便利と認識されていないとの回答もあった。外務省としては、引き続き利用者の声に耳を傾け、より一層利用者の視点に立った領事サービス

領事サービス利用者へのアンケート調査結果（2014年）



とすべく、今後とも改善に努めていく考えである。

(2) 旅券（パスポート）の発給と不正取得等の防止

2014年、日本国内では1年間に約321万冊の一般旅券が発行された。IC旅券³は、2014年12月末時点では、約2,903万冊が有効であり、全ての有効な日本旅券の約94%を占めている。

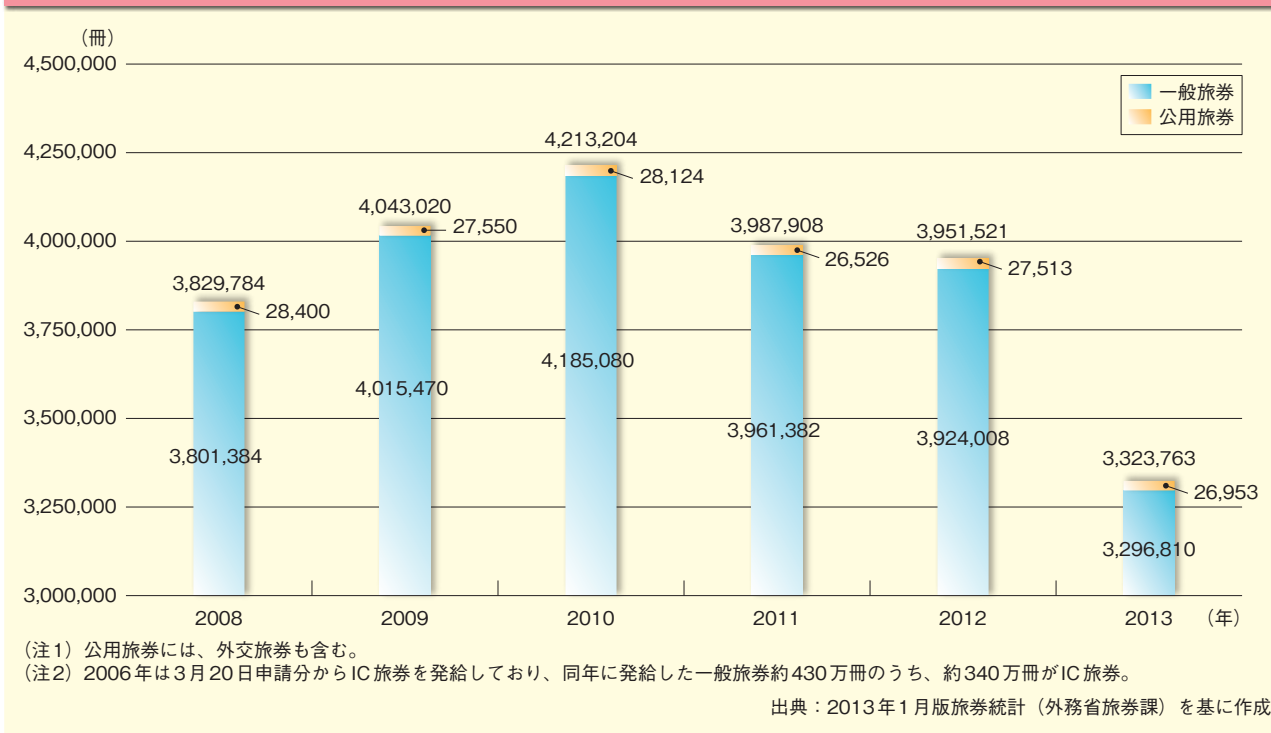
IC旅券の発行により偽変造など旅券の不正使用が困難となる中、他人になりすますなどの方法によって旅券を不正取得する事案⁴が引き続き発生している。日本人又は不法滞在外国人が不正取得した他人名義旅券を使って出入国する例が見られるほか、名義人の知らないところで金融機関に借金をしたり、他の犯罪をたくらむ者に売り渡す目的で銀行口座が開設されたり、携帯電話が契約されるなどの事例が報告されている。こうした二次・

三次の犯罪を助長するおそれのある旅券の不正取得を未然に防止するため、各都道府県にある旅券窓口において、なりすましによる不正取得防止のための審査強化期間を設けるなど、旅券の発給時における本人確認審査の強化に一層の力を入れている。

また、旅券の名義人の氏名等に変更が生じた場合に、記載事項を訂正する従来の方式では、海外において訂正後の旅券情報が真正な身分事項とみなされない場合がある。これを踏まえ、2014年3月20日以降、記載事項の訂正を廃止し、新たに記載事項変更旅券の発給を開始した。

一方、諸外国では、国際民間航空機関（ICAO）の勧告に従い、世界中の殆どの国

日本国内における旅券発行数の推移



³ IC旅券は、旅券の偽変造や第三者による不正使用を防止するため、生体情報である顔画像を電磁的に記録したICチップを搭載した旅券。2006年から発行
⁴ 2010年86冊、2011年43冊、2012年26冊、2013年13冊、2014年12冊の不正取得事案を把握

で機械読取式旅券（MRP）が発給されている。顔画像以外に指紋などの生体情報を追加するなど、セキュリティを向上させたIC旅券の普及が進む中、ICAO及び国際標準化機構（ISO）において、ICチップ機能のより効果的な利用が検討されている。

2006年以降、都道府県から市町村への申請の受理や交付などの旅券事務の再委託が可能となったが、2014年12月末現在、その数は、約750市町村に達している。これにより、全国の約4割の市町村で旅券事務を行っていることとなる。

(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。2007年6月以降の選挙においては、衆議院と参議

院それぞれの比例代表選挙に加え、衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙（これらの補欠選挙及び再選挙を含む。）も対象となっ

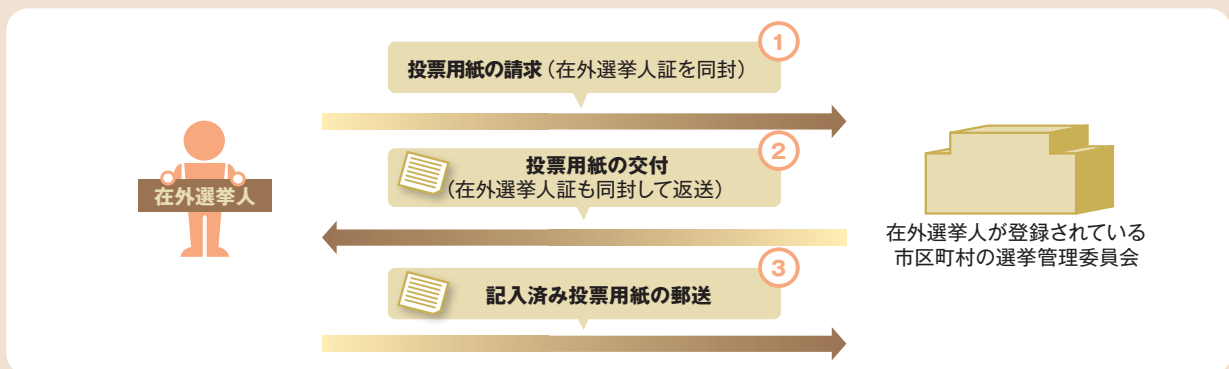
ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

ている。2014年12月には、第47回衆議院議員総選挙が実施された。なお、憲法改正に関する国民投票についても在外選挙同様に投票できることになっている。

在外選挙制度により投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請し、在外選挙人証

を入手する必要がある。有効な在外選挙人証を持っていれば、在外公館投票、郵便投票又は日本国内における投票のいずれかを選択して投票することができる。在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めている。

(4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子女教育は大きな関心事項の1つである。外務省では、海外でも義務教育相当年齢の子女が日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教員謝金、安全対策費などへの一部援助）を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、支援（校舎借料や現地採用講師謝金などへの一部援助）を行っている。近年、海外在住の日本人の子女の数は増加傾向にあり、今後もこうした支援を継続・強化していく考えである。

イ 医療・保健対策

外務省は、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣（2014年度は5か国13都市）している。また、大気汚染が深刻となっている地域に専門医を派遣し、講演相談会を実施（2014年度には5か国13都市）している。

さらに、海外で流行している感染症などの

情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページなどを通じ、広く提供している。

ウ その他のニーズ

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国内での各種手続（運転免許証の切替、滞在・労働許可など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国内の当局に対する働きかけを継続している。

運転免許証の切替については、日本は全ての外国運転免許証を持つ人に対し、日本の運転免許への切替に当たり、自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、日本の運転免許試験の一部（学科・技能）を免除している。

一方、例えば北米・南米諸国では運転免許証切替の際に取得試験を課している国もある。そのような国に対しては、運転免許切替に関して日本と同様に手続が簡素化されるよう働きかけている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被害者が在外公館を經由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際、手続の支援も行っている。

3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は2014年で146年となる。北米・中南米を中心として、全世界に約319万人（推定）以上ともいわれる海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与するとともに、日本と各在住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

安倍総理大臣は2014年7月から8月にかけて中南米諸国（メキシコ、トリニダード・トバゴ、コロンビア、チリ及びブラジル）を訪問し、日系人と積極的に交流した。外務省は国際協力機構（JICA）と共に、約178万人（推定）の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系人社会へのボランティア派遣などの協力を行っている。安倍総理大臣はブラジル訪問時に、日系社会次世代育成研修員数及び日系社会ボランティア派遣数の大幅増員など、日本と中南米の日系社会との関係を強化するための様々な施策を講じていく意向を表明した。

また、北米や中南米においては、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人を日本に招へいするプログラムが実施されている。これらの地域では、例えば日系人指導者と在外公館長との間で二国間関係強化の方法



全国メキシコ日系人大会に出席する岸外務副大臣
(5月2日、メキシコ・シナロア州)

を話し合う会合を開催したり、日本からの要人訪問の機会に日系人との接点を積極的に設けるといった取組を通じて、日系人との関係強化を図っている。

10月、東京において、23の国・地域から約140人の移住者や日系人の代表者を迎え、公益財団法人海外日系人協会の主催による第55回海外日系人大会が盛大に開催された。歓迎交流会には皇太子殿下が御臨席になられたのを始め、中山外務副大臣、関係各省の大臣政務官を含む多数の政府関係者が同大会に出席し、移住者や日系人との交流を深めた。

今後も移住者や日系人に対する支援を行うとともに、若い世代との協力を推し進め、これらの人々と日本との絆を強めていく考えである。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の発効と実施状況

ハーグ条約は、国際結婚が破綻した場合の子の監護権（親権）に関する手続は、子がそれまで居住していた国で行うことが望ましいとの考えの下、国境を越えて不法に連れ去られた子を、原則として元の居住国に返還する

ことを定めた条約である。また、国境を越えた親子の面会交流の機会を確保するために、各国が援助を行う義務についても定められている。

国境を越えた人の往来や国際結婚・国際離

(参考) ハーグ条約の国内実施法に基づく外務大臣に対する援助申請の受付件数 (2014年12月末現在)

	返還援助申請	面会交流援助申請
日本に所在する子に関する申請	17	50
外国に所在する子に関する申請	12	14

婚の増加を背景に、日本政府は、2014年1月24日に、ハーグ条約への署名、受諾書の寄託を行った。これを受け4月1日に、日本について条約が発効するとともに、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が施行された。

ハーグ条約は、各国において「中央当局」として指定された機関が協力して運用されている。日本においては外務省が中央当局として、条約の実施のため外国中央当局との連絡・協力や、子の所在の特定、問題の友好的な解決に向けた協議のあっせんなどの当事者に対する支援を行っている。ハーグ条約に関わる事案の対応には、条約のみならず国内の家族法や国際私法についての正確な理解が必要である。また、ハーグ条約に関わる事案の当事者の中には、配偶者等暴力や児童虐待の被害者が一定数含まれており、専門的な知見に基づいた対応が求められる。このため、外務省では、弁護士などの法律専門家、配偶者

等暴力の被害者支援の専門家、児童心理専門家などの多様な専門家により、対応に当たっている。

条約発効後12月末までの9か月間に、外務省は、子の返還を実現するための援助を求める申請を29件、子との面会交流を実現するための援助を求める申請を64件、計93件の申請を受け付けている。

日本についてハーグ条約が発効した結果、これまでに、少なくとも5事案の日本への子の返還、2事案の日本からの子の返還がそれぞれ実現している(2014年12月末時点)。また、外務省が援助を行った事案のうち、3件について面会交流が実現した(テレビ電話システム等により面会交流が実現した事案を含む)。この中には、子が学校の長期休暇中に外国に居住する父親を訪問し長期滞在する形で、国境を越えた面会交流が実現した例もあった。

ハーグ条約事件の代理人活動を通して

私は、日本についてハーグ条約が発効した後、同条約に基づく子の返還の援助申請が初めて外務省に対してなされたケースについて、母親の代理人として関わる機会に恵まれましたので、その経緯と今後の課題を簡単にご報告させていただきます。

事案は、2014年3月に、日本人の母親がA国から2人の子供を連れて帰国し、そのままA国に戻らなかったというものです。A国に残された父親から申請が行われ、外務省による援助が開始されました。残された父親は、裁判ではなく話し合いによる解決を希望していましたが、当事者同士での話し合いは難航していたため、外務省が協議のあっせんを委託しているADR機関（東京弁護士会紛争解決センター）を利用して話し合いを行いました。そして、2人のあっせん委員（弁護士と心理学の研究者兼臨床家）の指揮の下、4回の期日が開かれ、最終的には、子と母親がA国に戻るという内容の合意が成立しました。

ADRでは、子を日本とA国のいずれの学校に行かせることが福祉に合うか、子と双方の親との面会交流をどのようにして確保するかなどといった課題について実質的な話し合いが行われました。しかし、両親の子育てに関する価値観・習慣の違いや両国の教育制度の違いなどが妨げとなり、また、時間の制約もあって、結局、両者が納得する最終的な結論が得られませんでした。そのため、引き続き両親がA国で話し合いを行うため、母親が子を連れてA国に戻ることもなったわけです。

しかし、A国で母親に不利な内容の裁判所の命令が出ていたために、母親がA国で逮捕される危険性等がありました。このため、外務省からA国中央当局に母親が逮捕されないことの確認をしてもらい、子供と母親のA国への無事な帰国が実現しました。

日本のハーグ条約に基づく手続は、解決に向けた多様な選択肢が用意されていることが特徴です。日本での運用はまだ始まったばかりですが、今後、返還のための裁判だけでなく、中央当局による援助の下での協議のあっせんについても、よいプラクティスが積み重ねられ、諸外国のお手本となることを期待したいと思います。



弁護士 芝池 俊輝